平成26年 第11回 東京都教育委員会定例会会議録

日 時:平成26年7月10日(木)午前11時00分

場 所:教育委員会室

東京都教育委員会第11回定例会〈議 題〉

1 議 案

第39号議案及び第40号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

第41号議案

東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定について

第42号議案

東京都教育委員会いじめ総合対策の策定について

第43号議案

第9期東京都生涯学習審議会委員の任命について

第44号議案及び第45号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分について

2 報告事項

- (1) 平成26年度関係機関と連携した防災教育の実施について
- (2) 第3回東京都教科用図書選定審議会の答申について
- (3) OECD国際教員指導環境調査(TALIS2013)等について
- (4) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

委員	長	木	村		孟
委	員	遠	藤	勝	裕
委	員	竹	花		豊
委	員	乙	武	洋	匡
委	員	山	П		香
委	員	比督	習間	英	人

事務局	(説明員)	教育長 (再掲)	比留間		英	人
		教育監	高	野	敬	三
		総務部長	松	Щ	英	幸
		都立学校教育部長	堤		雅	史
		地域教育支援部長	前	田		哲
		指導部長	金	子	_	彦
		人事部長	加	藤	裕	之
		福利厚生部長	髙	畑	崇	久
		教育政策担当部長	白	Ш		敦
		教育改革推進担当部長	出	張	吉	訓
		特別支援教育推進担当部長	松	Ш	桂	子
		全国高校総体推進担当部長	鯨	岡	廣	隆
		人事企画担当部長	粉	Ш	貴	司

(書 記) 総務部教育政策課長 壹貫田 剛 史

開会・点呼・取材・傍聴

【委員長】 ただいまから、平成26年第11回定例会を開会いたします。

本日は、比留間教育長が国への要望活動のため、東京都の幹部として知事と御一緒に会議に出席しておられます。会議が終了次第、こちらに向かっていただくことになっておりますので、到着次第、御参加いただけるものと思います。

まず取材・傍聴関係でございます。取材は、東京新聞外4社、合計5社からの申込み、傍聴者は、合計8名からの申込みがございましたが、許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、入室していただいてください。

なお、冒頭頭撮りはございません。

日程以外の発言

【委員長】 議事に入ります前に、一言申し上げます。

東京都教育委員会定例会において、議事を妨害する行為が行われ、当該行為を行った者に対して、東京都教育委員会傍聴人規則第7条第1項に基づき退場命令を出さざるを得ない事態が生じており、誠に遺憾であります。

今後も傍聴人規則に違反する行為があり、一度注意を促しても、なお違反行為を行う場合には退場を命じます。特に誓約書の内容を守ることなく議事を妨害する行為を行い、退場命令を受けた者に対しては厳正に対処し、必要に応じて法的措置をとらせていただきますので、この点につき御留意をいただきたいと思います。

なお、傍聴人が教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぎ速やかに着席しないといった行為や、速やかに退室しないといった行為も議事を妨害する行為に当たり、退場命令の対象になりますので、この点につきましても御承知おきください。

会議録署名人

【委員長】 本日の会議録署名人は、遠藤委員にお願いします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回平成26年6月12日開催の第9回定例会会議録は、先日お配りしたので御覧いただいたと存じます。よろしければこの場で御承認をいただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。 —— 〈異議なし〉 —— それでは、第9回定例会の会議録につきましては御承認いただいたということにさせていただきます。

前回平成26年6月26日開催の第10回定例会会議録が机上に配布されておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。

次に、非公開の決定であります。本日の教育委員会の議題のうち、第43号議案から 第45号議案及び報告事項(4)につきましては人事等に関する案件でありますので、 非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。――〈異議なし〉―― それでは、この件につきましてはそのように取扱いをさせていただきます。

報 告

(1) 平成26年度関係機関と連携した防災教育の実施について

【委員長】 それでは、報告事項(1)平成26年度関係機関と連携した防災教育の 実施について、説明を指導部長、よろしくお願いします。

【指導部長】 平成24年度から、都立高校全校で実施しております一泊二日の宿泊 防災訓練をはじめ、防災教育推進校などの取組を進めてきております。本日は平成26 年度の取組について御報告をさせていただきます。

左側に平成25年度の取組をまとめてございます。一泊二日の宿泊防災訓練は178校全校で実施をいたしました。また、防災教育推進校を15校指定しまして、東京消防庁、日本赤十字社、自衛隊東京地方協力本部などと連携しまして、二泊三日の宿泊防災訓練を実施いたしました。また、後ほど説明いたしますが、生徒が自主的に防災訓練の企画に携わったり、地域の訓練に参加したりする防災活動支援隊の取組も先行的に実施したところでございます。さらに一番左下では、生徒、教員それぞれで防災フ

ォーラムなどを開きまして、情報を共有したところでございます。

右側、今年度ですけれども、まず全校で行う取組といたしまして、引き続き一泊二日の宿泊防災訓練を178校全校で実施いたします。既にもう4月から実施が進んでおりまして、92校が実施を完了しております。もう一つ、新規といたしまして、先ほど御説明いたしました防災活動支援隊の取組が生徒にとって大変重要でございましたので、今年度は全ての都立高校でこの防災活動支援隊を編成して、防災訓練運営補助などについて携わっているところでございます。

3の関係機関と連携した防災訓練でございますけれども、今回は推進校という指定をとらず、全ての希望する学校から応募していただきました。その結果、東京消防庁と連携して、消防学校で訓練を実施する学校は御覧の8校です。右側、日本赤十字社東京都支部と連携して、これは各学校を会場にして救急救命法などを学習する学校が8校ですが、これにつきましては、今後、さらに希望する学校については追加してまいりたいと思っております。それから、防衛省自衛隊東京地方協力本部との連携で、今回は神奈川県横須賀市にある武山駐屯地での二泊三日の防災訓練を実施するのは、都立大島高校2学年33名で、11月26日から28日に実施いたします。御案内のとおり、大島は昨年10月に台風26号の土砂災害の被害に遭いまして、現在、町を挙げて災害に強い安全なまちづくりを推進しています。町の復興基本計画にも、防災訓練、防災教育の充実が位置付けられておりまして、今回は島全体で取り組んでいる大島高校がこちらでの訓練を実施することになります。

なお、昨年度と同様、子供たちが訓練に集中することができる環境を整えることが 必要という観点から、横須賀市の武山駐屯地における訓練につきましては非公開とい う形で実施してまいりたいと思っております。

また、その下になりますけれども、防災サミットにつきましては、生徒と教員が昨年度は別々に実施しておりましたが、今回は一堂に会しまして、課題、意識を共有できるような取組を12月下旬に開催してまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして何か御意見・ 御質問ございますか。 【遠藤委員】 防災訓練、学校レベルでこれだけ充実してやるのは非常にいいと思うのですけれども、神戸市に人と防災未来センターという災害対応の組織が阪神・淡路大震災以降できておりまして、近畿地区の学校は、小学校も含めて児童・生徒がほとんどそこに行って、揺れの体験とか、あるいは大震災のときの状況とかを学習します。私もそこで講師をやっているのですけれども、残念ながら関東地区の学校はほとんど参加していないのです。近畿地区、それから中国、四国が中心になっているのですけれども、数年前に私がいるときに、都立小平高校と練馬高校だったと思うのですが、修学旅行の際にそのセンターに来て、そこで防災関係の勉強をしていたのを見て感心していたのです。こういう決められたことと別枠で、そういう活動は学校独自の判断でやっているのですか。

それから、資料の中の防災活動支援隊、全校での編成ですけれども、地域の防災訓練に参加するのは非常に大切なことでいいことだと思うのです。地域という場合には、学校所在地域と生徒たちの居住地域の二つあるのです。それは何かというと、災害が起こる時間によって、地域との共同訓練のやり方が違ってきます。学校で授業中に災害が起こった場合には、学校所在地域と連携した訓練が必要になってきます。自宅にいる場合には、特に高校生の場合には非常に力もありますので、居住地域での活動が期待されるということになろうかと思います。したがって、季節とか時間とかいろいろあるわけですけれども、居住地域、所在地域両方の側面から訓練を考えていく必要があるのではないかと思っています。多分この資料にある地域は学校所在地域との連携だと思うのですけれども、子供たちに是非自分の居住地域での防災訓練等にも積極的に参加するように指導していただければと思っております。

【指導部長】 学校の判断での様々な取組というところでございますけれども、例えば都立大泉桜高校などは、神戸の舞子高校と毎年、生徒が交流を深めております。また、昨年度の防災教育推進校の15校のうちの11校では、福島県、宮城県の被災地の学校に生徒が代表して出向きまして、子供たちとの交流などをしてきております。その経験を基に教材を作成し、教員が授業で行うという取組を、防災フォーラムなどでも発表しております。今お話のあったように、学校ごとの工夫した取組などについては、今後、更にお知らせをしていけるようにしたいと思っております。

【委員長】 よろしくお願いします。

【竹花委員】 昨年、私はある高校の一泊二日の宿泊防災訓練に、泊まりはしませんでしたけれども、夜遅くまで参加させていただいた感想を申し上げたいと思います。

いろいろな取組を各校でやっていると思いますけれども、私が行った高校の感想は、消防署の方々がAEDを繰り返しやるなど、隣の消防署に頼り切りのように見えました。学校としてコンセプトをもって、子供たちにこういうことを伝えたい、覚えてもらいたいということをきちんと決めてやっていかないと、一泊二日だからやるとか、消防の人にいろいろやってもらおうとか、安易な取組に流れている高校もあるのではないかと思います。そうであるならばやらない方がいいわけで、防災訓練はこんなものかと子供たちに思われたのでは、それはかえってやぶ蛇の話だと私は感じます。

というのも、私の今やっておりますおやじ日本というNPO法人で、今年6月末に防災を取り上げた全国大会をやったのです。教育庁の方も来られた方は何人かおられるようでありますけれども、その時に気仙沼の中学校の校長先生だった方や神戸から来られた震災が起こったときの神戸市の教育委員会の総務部長だった方に来ていただき、話をしていただいたのですけれども、様々な取組があって、いろいろ人から話を聴いてみないと、イメージもなかなか沸いてこないことも本当だと思います。

せっかくこれだけの労力をかけて実施しているわけですから、少し工夫して実のあるものにしていただきたいし、所々の高校がいい取組をしているというのはだまされやすい説明で、全体として高校がどのような取組をしているのかということをしっかり見ないと、やっていることにならないと私は感じています。

今の遠藤委員の話には非常に興味深い話もあります。過去の災害からどのように学んでいくのかということもあると思います。せめて東京都教育委員会としても、こういう一泊二日の宿泊訓練をやるときに使えるようなビデオだとか、例えば去年やった防災サミットのビデオ版だとかいうのを作って、それを子供たちに見させてディスカッションさせるとか、そのようなことも含めて、教材というのではないかもしれないけれども、一工夫、二工夫しないと、質の高い教育にならないと私は感じました。い

ろいろないい取組がなされているところもあることは絶対事実だと思う。そういうところをうまく広げる工夫を東京都教育委員会としてもしっかりやらないと、せっかく一泊二日という、どこの県でもあまりやっていない取組を東京都はしているわけですから、このチャンスをうまく生かしてくださるように、よろしくお願いをいたします。

【委員長】 ありがとうございました。一つ質問ですが、都立高校は緊急避難場所として指定されていますね。どのぐらいの都立高校が指定されているのでしたか。

【総務部長】 7割ぐらいです。

【委員長】 7割ですか。私は一度消防庁のヘリコプターに乗っていくつかの拠点を見て回りました。今の竹花委員の御質問と同じような質問ですが、それらの高校は特に防災教育に力を入れているのですか。

【総務部長】 はい。

【委員長】 確かに地理的な問題があって、防災拠点として機能しないようなところもありますので、竹花委員のおっしゃったようなことも含めて、是非総合的に質の向上を図るということを考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

よろしゅうございますか。 — 〈異議なし〉 — それでは、この件については 報告事項として承ったということにさせていただきます。

(2) 第3回東京都教科用図書選定審議会の答申について

【委員長】 報告事項(2)第3回東京都教科用図書選定審議会の答申について、 説明は同じく指導部長、よろしくお願いします。

【指導部長】 第3回東京都教科用図書選定審議会の答申について、御報告させていただきます。

本年3月27日開催の第5回教育委員会定例会の決定に基づきまして、来年度使用する教科書の採択及び都立特別支援学校(小学部・中学部)の教科書採択につきまして、東京都教科用図書選定審議会に諮問いたしました。諮問した案件は三つございまして、1点目は採択方針、2点目が教科書調査研究資料、3点目が教科書採択でござ

いまして、今回答申をいただいたのは3点目の教科書の採択についての答申でございます。記書きの下にその答申の内容を記してございますので、読み上げさせていただきます。

諮問のあった別添「平成27年度使用教科書採択について」は、平成27年度に都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校の小・中学部において使用する教科書採択の資料として適切であると認められる。

都教育委員会は、本資料はもとより、「平成27~30年度使用教科書調査研究資料 (小学校)」及び児童の障害の状態や特性等を考慮し作成した「都立特別支援学校 (小学部)教科書調査研究資料」等を採択に当たっての資料とし、都教育委員会の責 任と権限において、適正な採択を行うことといった答申の内容でございます。

まず「平成27年度使用教科書採択について」という資料を御覧ください。

こちらの1ページを御覧いただければと思います。まず「平成27年度使用都立中学校及び都立中等教育学校(前期課程)用教科書採択について」でございます。

義務教育の小学校におきましては、教科書の無償措置法によります。採択替えを行った翌年度から4年間は同一の教科書を採択することとなっておりまして、中学校の場合は平成23年度に採択替えを行って、平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度と来年度まで使用することになっております。したがいまして、来年度の使用教科書は、昨年度採択いたしました教科書と同一のものを採択することになります。

資料の3ページから4ページにかけまして、10校の中高一貫校のそれぞれの採択一覧をお示ししております。

続きまして5ページ、「平成27年度使用都立特別支援学校(小学部・中学部)用教 科書採択について」でございます。

今年度採択する教科書は、記書きの下に書いてある (1) 文部科学省検定済教科書、(2) 文部科学省著作教科書、(3) 学校教育法附則第9条の規定による教科書 (一般図書) です。

まず(1)のアの特別支援学校小学部の教科書でございますけれども、小学部の教科書は今年度が採択替えの年になります。したがいまして、小学部の子供たちの障害の状態や特性を考慮しまして、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の三つの障

害に分けまして、教科書の調査研究を行ってまいりました。その資料が「平成27~30年度使用都立特別支援学校(小学部)教科書調査研究資料」という資料でございます。

この調査研究資料の内容のうち、特に障害のある子供たちに対する配慮がなされている単元や記述、それを指導する際に配慮が必要な記述を分かりやすくまとめましたものが、A4横の資料になります、「平成27~30年度使用都立特別支援学校(小学部)教科書採択資料」でございます。この資料に掲載いたしました教科書の中から採択する教科書を選ぶことを案とするものでございます。

先ほどの教科書採択についての資料の5ページにもう一度お戻りください。 (1) アの3行目に「なお」という記述がございまして、視覚障害特別支援学校におきましては、点字教科書が出版される教科については、点字教科書の原典となる文部科学省検定済教科書を採択(案)とする旨、記載しております。これは視覚障害の特別支援学校の場合は、全盲の生徒と弱視の生徒が一緒に学習するということで、点字の教科書と拡大の教科書などの原典となる教科書を統一しておかないといけないことから、国で定めました点字教科書の原典となる教科書を採択(案)とする内容でございます。

続きまして、イの中学部でございますが、先ほど中高一貫校でも触れましたとおり、中学部につきましては来年度が採択替えになりますので、別紙2、この資料7ページにそれぞれ書いております平成25年度に採択をした今年度使用している教科書を採択(案)とするものでございます。

続きまして、(2) 文部科学省著作教科書でございます。著作教科書というのは、 障害のある子供たちが学習する内容をより理解できるようにするために、文部科学省 が独自に著作編集した教科書でございます。これらにつきましては、9ページ以降に 別紙3といたしまして、教科書目録に登載されている全ての教科書を採択(案)とす るものでございます。小学部の視覚障害者用点字版教科書の発行者の番号・略称が未 定と記述してございますけれども、これは後日、文部科学省から通知が来るものでご ざいます。

続きまして、(3)学校教育法附則第9条の規定による教科書(一般図書)でござ

いますけれども、こちらにつきましては、別紙4といたしまして、17ページから点字版、拡大版の一般図書を、さらに児童生徒の状態により、検定済教科書や著作教科書を使用するのが適切でない場合に使用する絵本などの一般図書を、25ページ以降にまとめております。こちらにつきましては全てを含めて採択(案)とするものでございます。

報告事項についての説明は以上でございます。この教科用図書選定審議会の答申に 基づきまして、お手元の三つの資料などを参考として、今後採択をしていただきます ようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございました。ただいまの説明に対しまして何か御質問・ 御意見等ございますか。

(3) OECD国際教員指導環境調査(TALIS2013)等について

【委員長】 報告事項(3) OECD国際教員指導環境調査(TALIS2013)等について、説明は教育政策担当部長と指導部長、よろしくお願いします。

【教育政策担当部長】 それでは、報告資料(3)で御説明をさせていただきます。

OECDの調査とともに、都立高校におきます取組につきまして併せて御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、この調査でございますが、去る6月25日に公表されたものでございまして、

教員の勤務実態、特に勤務時間につきましてかなりいろいろな面から報道されております。これにつきまして御報告をさせていただきたいと存じます。

まず「I 調査の概要」でございます。ここに書いておりますが、2008年に第1回、2013年に第2回、今回を実施しておりまして、日本の参加は今回が初めてでございます。

調査対象は、中学校と中等教育学校の前期課程、中学校に相当する部分の校長及び 教員で、日本では全国で192校、東京都では18校が対象となっております。192校でご ざいますので、校長192名、教員が3,521名ということでございます。

調査時期は平成24年2月から3月にかけてでございます。

参加国でございますが、OECD加盟国の34か国・地域となっております。

この資料におきましては、特徴のあるものといたしまして、イングランド、フィンランド、韓国、OECDの平均と日本の比較をしております。

その下、「II 教員と学校の概要」でございます。表1にございますように、参加 国平均と日本を比べますと、女性の割合が日本の場合は低くなっております。一方 で、平均年齢、学歴、勤務形態は、参加国の平均とほぼ同じという教員像でございま す。

表 2 が平均的な学校の規模でございますが、参加国平均は生徒数が546人で、学校全体でいきますと、21~22学級になるかと思います。対しまして、日本は357人でございますので、1 学年 4 学級の12学級の規模ということでございます。

そういたしますと、参加国平均の教員数も45人で、日本が24人、1学級当たり生徒数が平均が24人で、日本が31人でございます。それから指導支援職員でございますが、OECDの調査によりますと、教員の補助者、教員以外での指導や教員の補助を行う職員で、司書、心理学や看護の専門職、スクールカウンセラーが対象になり、参加国平均が教員14人につき1人、日本が教員12人につき1人という割合になっています。

その下の表 3 でございます。これは日本全体でございますけれども、層という形で、東京23区及び政令指定都市、人口30万人以上の市・公立、その他の市・公立、町村部・公立、国立・私立で、教員の割合という真ん中を御覧いただきますと、23区と

政令市が18.1%、人口30万人以上が13.9%、その他の市のところは4割ぐらい、こういった教員の割合になっています。日本の場合は、その右の抽出学校数、合計200となっておりますが、このうちの192校が調査に回答したということでございます。ちなみに東京都の参加校数は、その右に書いておりますが、公立13校、私立5校の計18校でございます。

次のページを御覧いただきたいと存じます。これはアンケートでございまして、私 どもの分析でございます。

「Ⅲ 指導実践」でございます。各項目につきまして、一番下に書いておりますが、「しばしば」、「ほとんどいつも」行うと回答した教員の割合でございます。左から5番目にございます「全生徒が単元の内容を理解していることが確認されるまで、類似の課題を生徒に演習させる」、一番右にございますが、「生徒は課題や学級での活動にICTを用いる」、この二つが平均と比べますと、大きく低くなっております。それから「学習が困難な生徒、進度が速い生徒には、それぞれ異なる課題を与える」という項目につきましても、参加国との差が15%以上となっております。これは授業の形態ですとか宿題に対する考え方、ひいては学校教育の在り方が国によってかなり異なっているのではないかと考えられるところでございます。

その下「IV 教員間の協力」でございます。これは項目を見ていただくとお分かりになると思いますけれども、いない割合を問う形式でございますので、逆にいることを考えていく必要があるのかと思っております。日本の場合でございますが、左から2番目「他の教員の授業を見学し、感想を述べることを行っていない」と回答した者が6.1%でございますので、逆に言いますと、95%ぐらいの教員が他の教員の授業を見学し、感想を述べることを行っているということでございます。日本の学校では授業研究等、校内研修でこういった観察する機会があるということでございまして、日本の学校の校内研修の現状とほぼ一致していると考えられるところでございます。

次のページを御覧ください。「V 教員が過去12か月以内に受けた職能開発の形態」でございます。この形態といたしましては、全体として、一番左でございます。「課程(コース)/ワークショップ」や「教育に関する会議やセミナー」が一般的でございますが、日本では、これらに加えまして、左から3番目「他校の見学」の割合

が高い一方で、「資格取得プログラム(学位取得等)」の割合が低いということがございます。逆にこれが高いのは韓国等もそうですし、あるいは「企業、公的機関、NGOでの現場研修」は、国によってかなりまちまちでございますので、職能開発の形態も様々なものがあるというところでございます。

その下でございます。「VI 職能開発の参加の障壁」、妨げとなっているものは何かということでございます。日本では、左から4番目「職能開発の日程が仕事のスケジュールと合わない」が86.4%でございまして、これは韓国と同様でございまして、平均の50.6%を大きく上回っているところでございます。左から2番目の「職能開発の費用が高すぎる」につきましては、フィンランドが非常に低い割合を示しているところでございます。

次の4ページを御覧いただきたいと存じます。表8-1と表8-2の「教員の職能開発のニーズ」でございます。特に左の「担当教科の分野に関する知識と理解」、表8-2の右でございますが、「生徒への進路指導やカウンセリング」に対して非常に高いニーズがございます。これは日本の教員の職務内容の広範さと同時に、自己研鑽への意欲の高さが背景にあると考えております。

次は「WIII 学級環境」でございます。これは「当てはまる」、「非常に良く当てはまる」と回答した者でございます。当然でございますが、大多数の教員の方々は良好な環境で雰囲気を創り出そうと回答しておりますが、日本の場合、これを御覧いただきますと、左から順に「授業を始める際、生徒が静かになるまでかなりの時間待たなければならない」、あるいは「この学級の生徒は良好な学習の雰囲気を創り出そうとしている」、「生徒が授業を妨害するため、多くの時間が失われてしまう」、「教室内はとても騒がしい」、こういったところを見ますと、学級環境としてはいい状況にあると考えております。

その下、「IX 教員の仕事への満足度」も「非常に良く当てはまる」、「当てはまる」と回答した者でございます。これにつきましても、新聞報道でよく指摘をされておりますが、参加国平均を下回る傾向があるとございますけれども、ほとんどの項目で半分を優に超える教員が満足をしています。しかし、「現在の学校での自分の仕事

の成果に満足している」という割合が50.5%で、参加国平均の92.6%を大きく下回っていることがございます。要求水準がどこにあるかというところも考えるべきではないかと思っております。

6ページ、「X 教員の自己効力感」でございます。これは日本の学級経営、教科指導、生徒の主体的学習参加でも、高い自己効力感を持つ教員の割合が大きく下回っております。先ほどのデータでもそうでございますが、特に生徒の主体的学習参加の促進といったところで低い状況がございます。2番目の丸に掲げておりますが、他国の教員に比べますと、指導において高い水準を目指しているということで、自己評価が低くなっている可能性があるのではないか、あるいは達成度にかかわらず、謙虚な自己評価をしているのではないかということでございます。特に表13でいきますと、一番左にございますが、「生徒に勉強ができると自信を持たせる」が17.6%と低くなっております。同じく表13の右でございますが、「生徒の批判的思考を促す」が15.6%で、参加国平均並びにイングランド、フィンランド、韓国と比べると、非常に低いことがここで明らかになっております。

7ページ、「XI 教員の仕事の時間配分」で、ここがよく報道されているところでございます。表14の一番左、「仕事時間の合計」が53.9時間、参加国平均が38.3時間でございまして、これも非常に長くはなっております。その中でも、左から3番目「学校内外で個人で行う授業の計画や準備に使った時間」は平均より高いということでございますが、やはり一番大きいところは、右から2番目の「課外活動の指導に使った時間」が7.7時間で、平均や、例えばフィンランドの0.6時間に比べますと、非常に長い時間になっています。その二つ左でございますが、「一般的事務に使った時間」が5.5時間で、参加国平均の2.9時間と比べると長くなっておりますが、一方で韓国も6時間ということで長くなっているところでございます。

その次のページでございます。「XII 学校における教育資源」、これは設問が「あなたの学校では現在質の高い指導を行う上で、以下のことがどの程度妨げとなっているか。」という質問項目に対するものでございます。表15の左で「資格を持つ教員や有能な教員の不足」が非常に高くなっているところでございます。また、「特別な支援を要する生徒への指導能力を持つ教員の不足」も高くなっております。左から3番

目の「職業教育を行う教員の不足」につきましては、ここには書いておりませんが、 日本は、チリ、イスラエル、ルーマニアに次ぐ高い割合となっております。一番右、 「支援員の不足」につきましては、ここには書いておりませんが、イタリアが77.5% でございまして、これに次ぐ高い割合となっておるところでございます。

今回の調査につきましては、このような教員を取り巻く環境につきまして調査をしております。これまでも類似の調査を文部科学省で行っておりますが、傾向といたしましてはほぼ同じようなものではないかと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

【指導部長】 もう1枚付けておりますが、「都立高等学校における業務縮減について」、今説明のありましたOECDの調査は中学校の先生のデータでございましたけれども、都立高校におきましても、上段中央に書いておりますとおり、「授業、教材研究や部活動指導などに多くの時間をあてられていない。」とか、「文書作成や調査回答等の事務に追われている。」とか、3の「多様な教育課題への解決が求められ」と書いておりますけれども、例えば法教育、消費者教育、環境教育、キャリア教育、伝統文化理解教育など、様々な○○教育というのが年々増えておりまして、それを全部やらなければいけないのが多忙化につながっていくといった声も聞かれております。

今後は、右側に書いてありますとおり、私ども毎年新たな事業を都立高校を対象に行ってきておりますけれども、その新規の事業を行う際には、従前実施してきた事業が本当に必要なのかどうかを吟味して整理・統合したり、毎年行っているような調査や報告書が毎年必要なのかどうか、これも見直してまいりたいと思っております。さらに、先ほど申し上げたいろいろな〇〇教育といったものも、実は各教科でしている場合もございますので、それの位置付けとスリム化をこうすれば大丈夫だという形でモデルを作っていくといった方向を今考えておりまして、中段にありますとおり、3本の柱でやってまいりたいと思います。

一つは、教育庁、特に私ども指導部の中で行っている事業を全面的に見直します。 現在、都立高校に、例えば事業を行ったり、調査や年間計画、報告書を出してもらっ たりしているのはざっと90本ぐらいあります。それから、様々な推進校を指定してお りますけれども、その関係のものも含めますと、250本ぐらいのお願いを都立高校に しておりまして、それを全面的に必要かどうかを見直していくものでございます。

中央に「業務縮減検討委員会の設置」とございますけれども、ここには外部有識者の方にもおいでいただいて、今見直していく方向がいいのかどうなのかといった御意見をいただいたり、あるいは実際に学校へ行って、先生方の声を聴く、実態を見たりすることを行って、方向性を固めていけたらと思っております。

また、〇〇教育といった様々な教育課題につきましては、先ほど申し上げたように、内容を体系化し、現在検討しております「人間としての在り方生き方に関する新教科」に様々な教育課題を位置付けることも今準備しておりまして、これを今年度中にまとめていきたいというものでございます。

スケジュールを一番下に書いております。中央の業務縮減検討委員会は早急に立ち上げまして、その後業務の把握、もとより私どもの事業の見直しなどをしまして、1月には業務縮減案を作成し、3月にはまとめを出していければ、来年4月からはそういった方針で事業が展開できるようにしていきたいと思っております。

また、今回は都立高校についての業務縮減ですが、小・中学校につきましても、今 後さらに拡大して検討していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございました。いかがでございましょうか。ただいまのお 二人の説明に対しまして何か御質問・御意見ございますか。

【遠藤委員】 OECDの調査結果は新聞等でいるいろ報道されているので、そのとおりだと思います。最後の都立高校ですけれども、これも非常に結構だと思うのですが、今さらという感じがしないでもないのです。こういう問題意識は、例えばOECDのこの調査結果等がマスコミ等で報道されて関心を持たれて、だから、都立高校でもやっていかなければいけないということになったのか、あるいはかなり前からこういう業務合理化は考えなければいけないということで、内部で議論されてきたことが、具体的にここに来てこういう形で結実してきたのか。その辺はいかがでございましょうか。

【教育政策担当部長】 ― 教員の勤務実態につきましては、例えば国は、平成18年度

にもほぼ同じような調査をしておりまして、そこでも、先ほど申し上げましたように、どの項目で時間がかかっているかということについてはかなりいろいろな指摘がございました。例えば、小学校、中学校も含めまして、校務改善という組織的な取組ですとか、あるいは教科主任を置きまして、組織的な取組をしていこうということは、今までもずっと行ってきております。その中で今回の調査を受けまして、まず直営校でございます都立高校で業務縮減を進めていこうということで、併せて御報告をさせていただいたところでございます。

【乙武委員】 いろいろな調査結果、日本がある意味劣っている、遅れていると受け取れるものに関して、今回、教職員の多忙感を解消するということで、そこが修正される見込みがあるものが非常に多いのかとは思うのです。例えば、生徒のICTの活用状況であるとか、特別な配慮を要する生徒への指導能力のある教員ですとか、今回、最後に指導部から御提案いただいた多忙感の解消とは、全く異なる、若しくは少し相反する部分かもしれませんが、かなり数字的に著しく低くなってしまっていることに対しても、何らかの施策が必要になってくるのかと感じております。多忙感の解消とは相反する部分も出てきてしまうかもしれませんが、それぞれどのようなことを行っていけば、その二つに関して解消していけるのかというのも、引き続き東京都教育委員会としては考えていかなければならないのかと強く感じております。

【教育政策担当部長】 私どもとしては、例えば、外部の専門家の方、先ほど支援する職員が欲しいということで、スクールカウンセラー、福祉の専門家でございますスクールソーシャルワーカーですとか家庭と子供の支援員、それから特別支援学校につきましては、介護に関する専門家ですとか、作業療法士等々の専門人材を教員をサポートする形でつけていこうということでございまして、各校種それぞれを見ながら、外部人材の活用ですとか、ICTにつきましても非常に重要な課題だと考えておりまして、そういったことも含めて、この中で特に業務縮減以外の部分でできることは何か、今検討しているところでございます。

【乙武委員】 引き続きよろしくお願いします。

【委員長】 引き続きよろしくお願いします。

【山口委員】 ヨーロッパとはスポーツのスタイルが少し違うので、学校体育と学

校の課外活動、部活動に頼るところが日本は非常に高いので、逆に言うと、それがスポーツの水準を維持しているところも多分にあるのです。しかし、そのことが教員に非常に負担になっていることも事実だと思うのです。今までいろいろ議論はありながらも、教員のボランティア精神に支えられてきている部分も非常にあるのですが、逆に言えば、そういったボランティア的な発想が体罰ですとか、少し行き過ぎた指導も生んでいる実態も少なからずあると思います。この辺りはすぐに解決策というのはなかなか難しいと思うのですけれども、引き続き先生方の御意見とか実態を調査しながら進めていく必要があるのかと感じています。

特にこれから子供の数が減ってきますので、部活動といっても、子供たちが望む部活動が一つの学校に共存できない、例えば野球部とサッカー部といったら、どっちかにならざるを得ないとか部員が集まらないとか、いろいろな問題がこれから少子化に伴っても出てくると思うので、そういったものとも併せて検討していただければと思います。

【委員長】 よろしくお願いします。

【竹花委員】 都立学校の話は少し後にします。OECDは基本的に中学校の調査ですから、それをここに引いてどうするのかというのは、単純に同じレベルの問題として考えることはできないと思います。第一、今の都立高校はそんなに忙しいかと私は思います。中学校は忙しいというのも本当だろうと思います。

それはまた少し後で議論しますけれども、これは東京都教育委員会として考えるべきことなのかどうかは少しあるのかもしれませんが、私は教育施策連絡会でも言っていることではあるのです。日本の教育の基本的な仕組み、40人なら40人の子供に学習指導要領に基づいて同じ内容のことを教えていくことになっていて、個々の子供たちの能力や性格に応じた学校教育が難しいということが見事に出ている調査結果だと思っております。

それがいいのか悪いのかという議論はまた別個あると思うのですけれども、その結果、感じておられる先生方の認識は非常にクリアに出ています。例えば「指導実践」のところで、「生徒が少人数のグループで、問題や課題に対する共同の解決策を考えだす」や「学習が困難な生徒、進度が速い生徒には、それぞれ異なる課題を与える」、

「全生徒が単元の内容を理解していることが確認されるまで、類似の課題を生徒に演習させる」などの低さは、今の日本の中学校の課題を非常にクリアに表しています。 それに対して東京都教育委員会としては、ミニマムを作ったり、何といいましたか。

【指導部長】 ベーシック・ドリルですか。

【竹花委員】 いや、それもあるのだけれども、習熟度別授業を広げようということで、学校の先生を増やすことは難しいから、今年度からOBをできるだけ配置をしようとか、そういう努力をしてきているのですけれども、昨年2月に行われたこの状況の中では、やはりそういう点での問題点が非常にクリアになっていると思うのです。こういうことは、私は初めて聞きましたけれども、先生の自分のやっていることが効果があるかどうかについての確信、効力感、この言葉は多分達成感とか自分のやったことのは思い感じられるとなっておけばし思うのですければも、これが感じ

たことの成果を感じられるとか、そういう意味だと思うのですけれども、それが感じられないというところにもまた見事に表れている。今の日本の学校教育の仕組みは、そこよりもむしろ同じことを学習指導要領に従ってちゃんと教えることに重点があって、その結果は問われないわけではないのだけれども、そこはあれこれ言われないということもまた示しているように思うのです。これは中学校の教育について有意な調査となっていると私は感じます。先生の多忙感が非常に大きく取り上げられていますけれども、この調査で最も大事なことはそこだと私は感じるのです。文部科学省はこの調査について何か表明していますか。

【教育政策担当部長】 発表されてからまだ時間がないのですが、現在では、文部科学省は当面の取組という形で教員の資質能力の向上、主体的に取り組む態度の育成など、学習指導要領が目指す教育の推進、ICT活用等々、この課題についてどうしていくかという基本的な方針は出されていますが、来年度以降の予算に反映させる部分も多分出てくるのではないかというコメントが出ております。

【竹花委員】 文部科学省は、私が今言ったこの調査が示している本質的な問題を そらしていると私は思うのです。そらし続けるだろうと思うのです。それは、今の日 本の教育システムの根幹に関わることについては、彼らは変える気がないからです。 いろいろと政府の中でも、日本の学校教育の在り方について議論がなされたり、教育 委員会制度について議論がなされたりしていますけれども、こういう肝心な問題につ いて議論がなされていることは、私は承知をしておりません。しかし、東京都教育委員会としては、中学校におけるこうした問題点について、今の教育のシステムを変えることは、私どもとしてはなかなか難しいけれども、いろいろな形でこうした問題点をどう変えていくのか、実際上の力になるものは何なのかという観点で行政を進めるべきだということを私は感じます。

したがって、今年度の予算でもこうした習熟度別授業について、これを拡充しようとか、個の力に応じた教育をどのように進めていくのかといった問題について、しっかりとした取組を行う方向で少しずつ芽を出していっているわけですけれども、この問題について、もっと区市町村教育委員会を巻き込んで、解決の動きを作るようにしていくことが必要だと思います。これはその大きな動機付けになるのではないかと私は思いますので、そういう視点に立って、区市町村教育委員会の人たちとの話合い等を含めて、あるいは指導部は、区市町村教育委員会に指導主事をたくさん出していますから、少しみんなで議論するといいかと思います。

さらに、この問題にもっと焦点を当てて具体策を講じないと、日本の教育は変わらず、幾らICT教育とか、教員の指導能力を向上とか言っても始まらないということを示しているものだと私は思うのです。6年半もやっていると、私もだんだん問題意識が固まってきたように思うのですけれども、この点について、来年度予算を含めてもう1回抜本的にどうするかを考えてほしいということを強く要望したいと思います。本当によろしくお願いします。これは区市町村を巻き込まないと、体制の確保もなかなか難しいということがあるのですけれども、中学校の教育がどうなるかによって、高校教育が大きく変わってきますから、ここの問題は、私らは無関心でいられないと思うので、是非ともその点での検討をよろしくお願いいたしたいと思います。

それから高校の方は、先ほども少し言ったけれども、やらないよりはやった方がいいのかもしれませんが、それは都教育委員会が調査しなくてもいいということについては自分たちで判断できるので、やめたい調査があればやめればいいのです。そのような形で、まず私どもが、自分のやるべきことをきちんとやっていかなければいけないのだろうと思うのです。

それから、部活の問題をどう解決するかは一つの大きな課題で、これは中学校もそ

うですけれども、高等学校における教育の意義は結構大きいと思うのです。これは課外活動として位置付けている今のやり方が本当にいいのかというのは、一つあるように思います。先生の数を決める上で、これを正規の活動だといったら、もっと先生の数は増えますから、これは課外活動として位置付け続けるのだろうと思うのです。そこの曖昧さがこの問題を複雑にしていると思うので、国はそうだけれども、東京都はこう考えるという言い方にして、法律に違反しないようなこの問題についての新しい考え方みたいなものを考え切れないのかどうかも御検討をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

【委員長】 ありがとうございました。

私はこの結果を詳細に見たのですが、答えの部分でかなり矛盾するところがあるようですね。

それと日本人のアンケートに対する特殊性が出ているように思います。これは私の 個人的な解釈かもしれませんが、そういうところがあります。

少し細かい質問で恐縮ですが、1ページ、表2で、指導支援職員の数が日本は12人につき1人いて、平均より多くなっています。さらに、一番下の事務・経営の職員、経営を除いて事務と考えると、教員6人につき1人となっています。間に棒線がないのは、参加国平均と日本の値が同じだったということですね。

【教育政策担当部長】 はい。

【委員長】 そうすると、事務職員の方が平均4人いらっしゃるということになる のですが、東京都の場合もそうですか。

【教育政策担当部長】 中学校でいきますと、事務職員は基本的に1人です。

【委員長】ですね。

【教育政策担当部長】 はい。

【委員長】 これは非常に奇妙な結果で、私はおかしいと思います。かねがね申し上げているように、先進国の小学校、中学校では、事務職員の数は非常に多い。しかし、日本では4人もいらっしゃるというのは信じられないですね

それから、指導支援職員数は日本はむしろ多いのですが、8ページで、「支援員の 不足」があるかという問いに対して、そう思うという日本の回答率が非常に高くなっ ています。これも不思議な数字です。

もう一つ。5ページで、表10、左から2番目「現在の学校での仕事を楽しんでいる」のパーセンテージがかなり高くなっています。また一番右を見ると、「全体としてみれば、この仕事に満足している」という人が非常に多くいますが、右から二つ目「現在の学校での自分の仕事の成果に満足している」人が半分ぐらいしかいない。これはよく解釈すれば、満足しているのだけれども、成果が上がっていないという自己反省みたいなことが強く出た結果だと思います。日本人のアンケート結果には必ず出てくる傾向ですね。そういうことがこの調査結果には色濃く出ているのではないかと思います。全体的に解釈が難しい統計調査結果だと思います。現在、国立教育政策研究所で詳細な分析をしていますから、竹花委員の御心配のように文部科学省のポリシーに出てくるかどうかは別として、結果の解釈についてはかなりいろいろなことが出てくるのではないかと思います。

【教育政策課長】 1点補足ですけれども、先ほど委員長がおっしゃっておられた最初の方の課題、指導支援職員や事務・経営の職員の平均値の問題でございます。分析しております国立教育政策研究所でも考えを出しておりまして、端的に言うと、今回のTALISの調査における指導支援職員や事務・経営の職員の定義が曖昧になっていて、それぞれの国によって、あるいはもっと言うと、それぞれ回答している個人個人によって定義の捉え方が多分ばらつきがあって、そこでカウントする数にばらつきが生じている可能性がかなり高いとコメントをしております。OECDがやっている調査ですけれども、今後、その辺は、私どもが考えるより、OECDが考えるべき話だと思うのですけれども、必要があるのではないかということのようでございます。

【委員長】 分かりました。ありがとうございました。

いろいろ問題もある統計ですが、調査は調査ですので、その結果を真摯に受けとめ る必要はあろうかと思います。

よろしゅうございましょうか。 — 《異議なし》 — ありがとうございました。 それでは、この件についても報告として承ったということにさせていただきたいと思います。

議案

第39号議案及び第40号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

【委員長】 第39号議案及び第40号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する 条例の立案依頼外1件について、説明を都立学校教育部長、よろしくお願いします。

【都立学校教育部長】 それでは、第39号議案及び第40号議案について、御説明を 申し上げます。

まず、条例の方でございますけれども、東京都特別支援教育推進計画に基づきまして、特別支援学校を新設するものでございます。

名称はここにございますとおり、東京都立水元小合学園でございます。位置といた しましては葛飾区水元一丁目24番1号でございます。

なお、下の米印にございますとおり、この条例を施行した日から今年度いっぱい、 平成27年3月31日までの間は、開設準備室がございます水元特別支援学校の所在地、 葛飾区西水元五丁目2番1号を位置といたします。また、後で規則の方でも御説明い たしますけれども、知的障害部門につきまして先行して開校いたします関係から、仮 校舎を建設いたします。その仮校舎の位置ということで、平成29年3月31日までの 間、葛飾区水元一丁目23番3号を所在位置といたします。このことを議案上は附則に 掲載をいたしております。本校舎ができましたら、本則のとおり、水元一丁目24番1 号が位置となるということでございます。

次に規則でございます。規則につきましては、東京都立水元小合学園につきまして、障害種別知的障害、課程については高等部、学科は就業技術科ということで記載をしてまいります。

水元小合学園につきましては、知的障害と肢体不自由の併置校になっておりますけれども、本校舎の建設が平成29年4月以降になりますので、現在の知的障害の生徒の状況等、就業技術科に対するニーズの高さ等を鑑みまして、まず知的障害部門を、先ほど申し上げましたように、仮設校舎を建設して先に開校することといたしておりま

す。ですので、肢体不自由部門が開校する際には、また規則を改正して肢体不自由部 門の記載を追加することになろうかと思います。

2に参りまして、条例を都議会に付議する時期でございますけれども、平成26年第 3回東京都議会定例会を予定いたしております。

参考資料といたしまして、次ページ以降に東京都立水元小合学園の概要、議案書を お付けしております。

簡単ですが、説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【委員長】 ありがとうございました。いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。 — (異議なし) — それでは、この件については 原案のとおり承認いただいたということにさせていただきます。

第41号議案

東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定について

第42号議案

東京都教育委員会いじめ総合対策の策定について

【委員長】 第41号議案、東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定について、説明を指導部長、お願いをいたします。

【指導部長】 第41号議案、第42号議案ともにいじめ防止対策の内容でございます ので、一括で御審議いただくことでよろしいでしょうか。

【委員長】 よろしゅうございますか。 — 〈異議なし〉 — それでは、よろしくお願いします。

【指導部長】 それではまず、中身に入ります前に、第41号議案、第42議案の参考 資料、A3横の資料を御覧ください。

「東京都におけるいじめ防止対策推進施策に対する意見について」で、4月24日の 教育委員会で報告いたしました基本方針(案)と総合対策(案)につきまして、都民 の皆様から御意見をいただきました。4月24日から5月23日までの1か月間に17人の 方から39件の御意見をいただいたものを、左側に御意見、右側に東京都教育委員会の 考え方と対応する施策などをまとめております。

様々な御意見をいただいておりますけれども、多くは基本方針(案)や総合対策 (案)に既にそのような記載があるため、右側の方針や対策のページ数を記載すると いう形で回答がまとめてあります。また、趣旨についても、既に反映しているものに ついてはその説明を記載しております。1点だけ、4枚目になりますが、「9 関係 機関との連携に関すること」の「劉弁護士との連携」というところで、弁護士の方か ら、「私どもが案として出しました記述は、弁護士会が行ういじめの予防授業とは少 し趣旨が異なっている」といった御指摘がございました。そこで、右側にございます とおり、改めて法教育の趣旨が伝わるように、ゴシックで「学校は、子供がいじめに ついて深く考え」以下を修正したいと考えております。

また、第2回定例都議会における審議の中で、行政書士会が行う法教育もいじめ防止について取り組んでいるので、これらについても活用すべきであるという審議がございまして、行政書士会の件もここに改めて記載したものでございます。

それ以外は、表記や表現のほか修正はございません。

第41号議案の資料にお戻りください。まず第41議案でございますけれども、東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定についてでございます。

第2回都議会定例会で成立いたしましたいじめ防止対策推進条例の第9条に基づきまして、東京都全体のいじめ防止等のための基本的な考え方、防止等のための対策について必要な事項を定める必要があるために、議案として付議する内容でございます。したがいまして、対象は公立学校だけではなく、私立学校も含まれる内容となっております。

内容はここにまとめたとおりでございます。なお、下から2番目の「VI 都における取組」の「3 東京都いじめ問題調査委員会の設置」は、知事が再調査を行う必要があると認めるときの附属機関の設置でありますが、これは知事の権限でございます。また、5の後半「私立学校が行う取組に対する支援」は、私立学校のみの規定になりますので、これらの部分も含めまして、最後に「5 その他」と書いておりますとおり、「知事の権限に属する都又は私立学校のみに関する規定を含むことから、都

教育委員会の議決と併せて、知事の決定をもって策定される。」としております。

続きまして、第42号議案を御覧ください。東京都教育委員会のいじめ総合対策の策 定についてでございます。

これにつきましては、先ほども申し上げましたが、4月24日の教育委員会定例会で 案を提示させていただいております。先ほど説明したとおりの修正以外は、表記のみ の修正が一部ございますが、変更はございません。

策定の理由は、先ほどの対策推進基本方針の規定に基づいて、こちらは東京都の公立学校を対象とすることとして、都教育委員会、区市町村教育委員会、都内公立学校のいじめ防止対策の推進のための必要な事項を定めるものでございます。

内容は、「いじめ問題に対する基本的な考え方」、2として「四つの段階に応じた 具体的な取組」、学校いじめ対策委員会を全校に設置しますので、それを核とした対 応、4として「『いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり』につなが る取組」といった内容を具体的にそれぞれ記載しております。

施行は策定の日から施行する形でまとめております。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いい たします。

【委員長】 ありがとうございました。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対しまして何か御質問・御意見ございますか。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件に関しましては原案のとおり御承認させていただきます。ありがとうございました。

参 考 日 程

(1)教育委員会定例会の開催

7月24日(木)午前10時

教育委員会室

【委員長】 今後の日程を、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回定例会は7月24日木曜日、午前10時より、ここ教育委員会

室において行う予定となってございます。

以上でございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。 — (異議なし) — —

【総務部長】 先ほどの若干補足をさせていただきます。

先ほど防災訓練の話の中で、避難所のことについて委員長からお問合せがございました。現在、都立高校の中で避難所として指定されているところは190施設中150施設、私、先ほど7割と申し上げましたが、大分上がっていまして、8割になってきています。

避難所の運営につきましては、基本的に区市町村業務になりますので、実際に避難所を開設された場合、様々なことを区市町村でやっていただくのですが、災害が起こってから避難所が開設されるまで若干のタイムラグがございます。その間、どうしても学校の教職員ですとか生徒の力は非常に重要になってくるということで、幾つかの学校では避難所の開設訓練を実施しています。先ほど防災活動支援隊を今度作るということでございまして、支援隊の重要な役割の一つになってくるものと考えておりますので、こうした訓練を今後充実させていくことが必要だと考えております。

【委員長】 分かりました。どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして非公開の審議に入ります。

(午後0時17分)